

まだまだ肌寒い日が続いていますが、真冬の厳しい寒さは随分和らいだ感じがいたします。皆さま、いかがお過ごしでしょうか。やはり暖かくなるのは嬉しいもので、屋内にこもりがちな私も外出することが増えてきました。気持ちも自然と晴々としてきます。世の中は決して良いニュースばかりではありませんが、春の暖かさにより皆様の心持が少しでも良い方向に向かい、それが景気の好転につながれば...と考えたりする今日この頃です。とりあえず私は花粉症持ちなので、この季節、少なくともティッシュペーパーの売り上げには貢献することとなるでしょう。

さて今月は**平成23年度税制改正の概要**について触れていきたいと思ひます。現在ではまだ「大綱」という改正案が発表されているだけです、例年通りであれば大綱がそのまま通ることがほとんどです。さて、今年は...? なお、ボリュームの問題により、すべての改正内容をここで取り上げることはできませんので、お客様の皆様方に関わりが深いと思われる部分のみを取り上げていきたいと思ひます。

1. 法人課税の主な改正点

(1) 法人税率の引き下げ (平成23年4月1日以後に開始する事業年度から)
 法人税の税率が次のとおり引き下げられます。

	現行		改正案	
	年800万円以下の所得	年800万円以下の所得	年800万円以下の所得	年800万円以下の所得
普通法人 (資本金1億円超)	30%	-	25.5%	-
中小法人 (資本金1億円以下)	30%	18%	25.5%	15%



(2) 欠損金の繰越控除制度 (平成23年4月1日以後に開始する事業年度から)

青色申告書を提出している法人の繰越欠損金 (赤字金額) について、翌期以降に所得 (利益) が生じた場合には、現行では繰越欠損金の全額を所得から控除し、場合によっては法人税額を0円にすることができていましたが、改正案では、控除限度額が控除前所得金額の100分の80相当額となります。ただし、中小法人については現行の制度を存置します。

に伴い、繰越欠損金の繰越期間が9年 (現行7年) に延長されます。 (平成20年4月1日以後に終了した事業年度において生じた繰越欠損金について適用)

(3) 雇用促進税制 (平成23年4月1日から平成26年3月31日までに開始する事業年度)

事業年度末における雇用保険に加入している従業員の数が前事業年度末に比して10%以上、かつ、5人以上 (中小法人については、2人以上) 増加し、ハローワークから確認を受けた場合には、当該事業年度の法人税額から、増加した従業員の数に20万円を乗じた金額を控除できます。ただし、当期の法 (20%) を限度とします。



(4) 中小企業等基盤強化税制の廃止

特別償却制度や税額控除制度が適用される資産が実質的に減少します。

2. 個人課税の主な改正点

(1) 所得税

給与所得控除の上限設定 (平成24年分以後の所得税)

給与所得者は、所得税を計算する際、収入金額から一定額を控除することができます。これを給与所得控除といいます。その給与所得控除について、1年間の給与の収入金額が1,500万円を超える場合には、上限額245万円が設定されました。

役員給与に係る給与所得控除の見直し (平成24年分以後の所得税)

に加え、その給与所得者が会社役員等である場合には、1年間の給与の収入金額が2,000万円を超えると給与所得控除の金額が245万円から最低125万円まで徐々に減少します。

成年扶養控除の見直し (平成24年分以後の所得税)

その年の所得金額が400万円を超える方に成年扶養親族 (扶養親族のうち、年齢23歳以上70歳未満の者をいいます。) がいる場合には、原則としてその成年扶養親族は所得税の計算上扶養に入れられないこととなります。しかし、その成年扶養親族が次の場合に該当すれば、その成年扶養親族は扶養に入れます。

- イ. 年齢65歳以上70歳未満の者
- ロ. 障害者や要介護認定・要支援認定を受けている者など、心身の障害等の事情を抱える者
- ハ. 勤労学生控除の対象となる学校等の学生、生徒等

(2) 相続税

基礎控除額の見直し (平成23年4月1日以降開始の相続から)

相続税の計算上、財産価格から控除することができる金額が次のように変わります。

現行 ... 5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人の数
 改正案 ... 3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数

よって、相続税がかかる方が今後増えると予想されます。

税率構造 (平成23年4月1日以降開始の相続から)

相続税の税率が次のとおり引き上げられます。

現行	税率	改正案	税率
1,000万円以下の金額	10%	同左	
3,000万円	15%	"	
5,000万円	20%	"	
1億円	30%	"	
3億円	40%	2億円以下の金額	40%
-		3億円	45%
3億円超の金額	50%	6億円	50%
-		6億円超の金額	55%



(3) 贈与税 (暦年課税)

平成23年1月1日以後、20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合には、現行に比べ税率が下がりますが、それ以外の贈与を受けた場合には、現行に比べ税率が上がることがあります。

詳しくは当事務所まで、お気軽にご連絡ください。

< 労働基準法や雇用問題について >

最近の企業を取り巻く環境は、多くの面で大きく変化しているように思ひます。そこで、社会保険労務士の岡本紳一郎先生に、労働基準法や雇用問題などについて、企業で気を付けるべきポイントやタイムリーな話題の情報提供を頂くことになりました。今回は、**労災差額リスク**についてご説明いただきます。内容についてのご質問は、当事務所か社会保険労務士の岡本紳一郎先生に、お気軽にお願い致します。

税理士 三宅孝治

< 将軍の日 >

毎月開催中の**利益計画書作成セミナー: 「将軍の日」**
 今月の開催日は**3月24日 (木)**です。
 昨年将軍の日に来られたお客様で、今年も将軍の日にお越し頂いている方もおられます。
 まだ将軍の日にお越し頂いていないお客様、一度将軍の日に参加してみませんか?



開催日	対象者	申込期限
3月24日 (木)	1・2・3・4月決算法人様	3月18日 (金)
4月14日 (木)	2・3・4・5月決算法人様	4月8日 (金)
5月19日 (木)	3・4・5・6月決算法人様	5月13日 (金)

< 3月スケジュール >

10	木	*2月分源泉所得税・住民税特別徴収額の納付期限
15	火	*所得税確定申告 申告期限
24	木	*利益計画書作成セミナー: 将軍の日
31	木	*個人消費税 申告期限
		*1月決算法人の確定申告・納付期限
		*7月決算法人の中間申告・納付期限
		*消費税 (4期) の納付期限 (年税額400万円超の4・10月決算法人)